

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和元年 第2回海老名市議会定例会

概要資料



令和元年5月1日に婚姻届を出された方々

(令和元年5月1日の婚姻届出数：51件)



【会期日程】

令和元年第2回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期19日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
6月 3日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
6月12日	水	委員会	総務常任委員会	午前9時
6月13日	木	委員会	文教社会常任委員会	同
6月14日	金	委員会	経済建設常任委員会	同
6月18日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
6月19日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
6月21日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

今年もクールビズを実施しています！

市では、「夏季における節電対策」及び「公務能率の確保」として、「クールビズ」を実施しています。

《実施期間》 令和元年5月1日(水)～令和元年10月31日(木)

《概 要》

- ・ 実施期間中は、上着やネクタイを着用しない服装とします。
- ・ 実施に際しては、節度を保った服装で執務し、来庁者に不快感を与えない服装とします。

【案件一覧】

■ 日程 14 件			
報告 6 件			頁
1	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (海老名市市税条例の一部を改正する条例)	3
2	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	4
3	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (海老名市介護保険条例の一部を改正する条例)	5
4	報告第4号	継続費繰越計算書について (次期総合計画策定支援事業費ほか6件)	6
5	報告第5号	繰越明許費繰越計算書について (民間保育所整備費補助ほか16件)	7
6	報告第6号	公共下水道事業会計予算繰越計算書について (汚水管渠整備事業費)	8
条例 4 件 (一部改正4件)			頁
7	議案第45号	海老名市市税条例等の一部改正について	9
8	議案第46号	海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	11
9	議案第47号	海老名市都市公園条例の一部改正について	12
10	議案第48号	海老名市火災予防条例の一部改正について	13
契約 2 件			頁
11	議案第49号	物品の取得について (災害対応特殊はしご付消防自動車(40m級))	15
12	議案第50号	物品の取得について (高規格救急自動車)	16
市道 1 件			頁
13	議案第51号	市道の路線認定について (市道2752号線ほか3路線)	17
補正予算 1 件			頁
14	議案第52号	令和元年度海老名市一般会計補正予算 (第1号)	21

■ 議案

【報告 6件】

1 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて (海老名市市税条例の一部を改正する条例)

【概要】

平成31年度の地方税制改正を盛り込んだ「地方税法等の一部を改正する法律」が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたが、議会を招集する時間的余裕がないため、平成31年3月29日に「海老名市市税条例の一部を改正する条例」を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき**専決処分**したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるもの

【改正内容】

- 引用条文の改正（附則第11条～第13条、第15条第2項～第4項）
地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、引用している条文に移動があったため、移動後の条文を引用する。
- 軽自動車税の税率の特例の明確化（附則第15条第1項）
初回車両番号指定から一定年数を経過した環境負荷の大きい軽自動車の規定方法の明確化（特例期間の明確化）
改正前：「指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分については当分の間」
改正後：「平成18年3月31日までに指定を受けたものについての平成31年度分」
- 軽自動車税の50%軽減対象となる種別の明確化（附則第15条第3項）
軽減の対象となる種別を明確にするもので、内容の変更はない。
改正前：軽自動車
改正後：**ガソリンを燃料**として用いる軽自動車

【施行期日】

平成31年4月1日

2 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて (海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

【概要】

平成31年度の地方税制改正を盛り込んだ「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたが、議会を招集する時間的余裕がないため、平成31年3月29日に「海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき**専決処分**したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるもの

【改正内容】

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ（第3条第2項）

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で課税している。それぞれに課税限度額が設けられているが、医療分に係る課税限度額のみ58万円から61万円に引き上げる。（後期高齢者支援金分の課税限度額19万円、介護納付金分の課税限度額16万円は変更なし。）

2 国民健康保険税の軽減に係る所得判定基準の改正（第24条）

国民健康保険税には世帯の所得に応じて、均等割額及び平等割額の7割・5割・2割を軽減する制度があるが、5割軽減と2割軽減の所得判定基準を改正する。

(1) 5割軽減の基準見直し（同条第2号）

所得判定に係る被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に引き上げる。

(2) 2割軽減の基準見直し（同条第3号）

所得判定に係る被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げる。

※ 軽減の対象となる所得判定基準が引き上げられることにより、軽減対象者が増加する。

【施行期日】

平成31年4月1日

3 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて (海老名市介護保険条例の一部を改正する条例)

【概要】

令和元年10月の消費税率引上げに合わせた国の施策として、低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が、平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたが、議会を招集する時間的余裕がないため、平成31年3月29日に「海老名市介護保険条例の一部を改正する条例」を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき**専決処分**したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるもの

【改正内容】

介護保険料の減額措置（第3条）

区分	対象者	改正前	改正後
第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市民税非課税の老齢年福祉年金受給者 ・市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者 ・境界層該当者 	18,432円	13,824円
第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者 ・境界層該当者 	36,864円	29,184円
第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者 ・境界層該当者 	39,936円	38,400円

※ 市民税非課税 = 世帯全員が市民税非課税

※ 境界層該当者 = 本来の適用されるべき基準等を適用した場合、生活保護法に基づく生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用した場合、生活保護を必要としない状態になる者

【施行期日】

平成31年4月1日

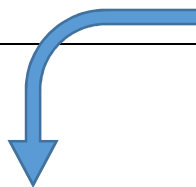
4 報告第4号 継続費繰越計算書について (次期総合計画策定支援事業費ほか6件)

【趣 旨】

2款 総務費 1項 総務管理費の「次期総合計画策定支援事業費」ほか6件について、平成30年度海老名市一般会計継続費繰越計算書を調製したもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するもの

【内 容】

1	継続費の総額	6,401,960,000円
2	平成30年度継続費予算現額	2,094,331,795円
3	2のうち支出済額及び支出見込額	1,512,788,314円
4	残額	581,543,481円



繰越金の財源内訳 (翌年度へ逐次繰越)

繰越金	102,202,481円
国県支出金	35,041,000円
地方債	444,300,000円
その他	0円

《改修後の資源化センターのイメージ》



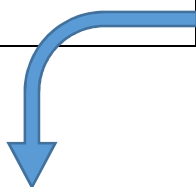
5 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について (民間保育所整備費補助ほか16件)

【趣 旨】

3款 民生費 2項 児童福祉費の「民間保育所整備費補助」ほか16件について、平成30年度海老名市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの

【内 容】

合計金額	1,663,117,000円
翌年度繰越額	1,346,957,000円



翌年度繰越額の財源内訳

国県支出金	475,075,000円
市債	236,500,000円
その他	247,000,000円
一般財源	388,382,000円

《改修工事中の海老名運動公園陸上競技場》



6 報告第6号 公共下水道事業会計予算繰越計算書について (汚水管渠整備事業費)

【趣 旨】

1 款 資本的支出 1 項 建設改良費の「汚水管渠整備事業費」を繰り越したので、繰越額の使用に関する計画について、平成30年度海老名市公共下水道事業会計予算繰越計算書をもって、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもの

【内 容】

翌年度繰越額	62,830,000円
翌年度繰越額の財源内訳	
企業債	45,400,000円
損益勘定留保資金	17,430,000円

※ 損益勘定留保資金 = 減価償却費などの現金の支出を伴わない費用で、その金額分が現金として公共下水道事業会計内部に留保される資金

《下水道工事の状況》



【条例 4件】

7 議案第45号 海老名市市税条例等の一部改正について

【改正理由】

地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うため

【改正内容】

1 軽自動車税（種別割）の軽減措置の延長（附則第15条）

(1) 内容

ア 新車登録翌年度の軽自動車税（種別割）の軽減措置適用期間の2年間延長

登録時期	軽減対象年度		登録時期	軽減対象年度
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年度分	➡	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	令和2年度分
平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成31年度分		令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和3年度分

イ 電気自動車及び天然ガス自動車の軽自動車税（種別割）の特例

電気自動車及び天然ガス自動車については、軽自動車税（種別割）の軽減措置を令和5年度まで継続する。

登録時期	軽減対象年度
令和3年4月1日～令和4年3月31日	令和4年度分
令和4年4月1日～令和5年3月31日	令和5年度分

(2) 施行期日

アについては、令和元年10月1日

イについては、令和3年4月1日

参考 軽減措置の適用関係

根拠規定	令和2年度・3年度			令和4年度・5年度	
	区分	軽減率		軽減率	
第2項	電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	➡	75% 軽減	
第3項	Aかつ2020年度基準 +30%達成	50% 軽減		軽減 なし	
第4項	Aかつ2020年度基準 +10%達成	25% 軽減		軽減 なし	

※ 「A」=平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車

※ 「2020年度基準」=2020年度を目標年度とする自動車の燃費目標基準

2 軽自動車税（環境性能割）の特例措置の追加（附則第16条の2、第21条）

（1）内容

特例の対象となる軽自動車を令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合の税率の特例措置を定めるもの

自家用乗用軽自動車

対象車	通常の税率	特例措置による税率
Aかつ2020年度基準達成	1.0%	非課税
上記以外の軽自動車	2.0%	1.0%

※電気自動車及び天然ガス自動車並びにAかつ2020年度基準達+10%達成車については、地方税法の規定により非課税

※特例措置に伴う減収分については、全額国費で補填される。

（2）施行期日

令和元年10月1日

3 改元に伴う元号の改正（附則第10条、第14条の改正規定、第3条）

（1）内容

改元に伴い、元号を「平成」から「令和」に改正する。

（2）施行期日

公布の日

参考 本条例の改正規定内容

第1条：「海老名市市税条例の一部改正」

- ・ 元号改正の対応（上記3）
- ・ 軽自動車税（種別割）の軽減措置の2年間延長（上記1のア）
- ・ 軽自動車税（環境性能割）の特例措置（上記2）

第2条：「海老名市市税条例の一部改正」

- ・ 軽自動車税（種別割）の軽減措置の特例（電気自動車等のみ。上記1のイ）

第3条：「海老名市市税条例の一部を改正する条例の一部改正」

- ・ 元号改正の対応（上記3）

8 議案第 46 号 海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴う所要の改正を行うため

【改正内容】

- 1 災害援護資金の貸付けに係る据置期間経過後の貸付利率（第 14 条第 1 項）
3% ⇒ 無利子
- 2 貸付金の償還を延滞した場合の延滞利率（第 14 条第 2 項）
10.75% ⇒ 5%
- 3 貸付金の償還方法（第 15 条第 1 項）
年賦償還 ⇒ 年賦償還・半年賦償還・月賦償還
- 4 貸付けに際しての保証人の要否（第 15 条第 3 項）
必要 ⇒ 不要

【附 則】

施行期日：公布の日

経過措置：平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害に係る貸付けから適用

【参 考】

令和元年 5 月 23 日現在 貸付の対象となる災害はない。

9 議案第 47 号 海老名市都市公園条例の一部改正について

【改正理由】

海老名中央公園の管理について、指定管理者制度を導入したいため

【改正内容】

- 1 海老名中央公園の管理を指定管理者に行わせる。(第 20 条)
- 2 次の行為(第 2 条第 1 項)の承認を指定管理者に行わせる。(第 21 条)
 - (1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
 - (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 3 指定管理者は自主事業を行うことができることを規定(第 21 条の 2)
海老名運動公園、北部公園などの都市公園は、これまでも指定管理者により自主事業が行われているが、指定管理者が自主事業を行えることを明文化する。
- 4 利用料金の定め方を規定(第 31 条)
利用料金については、これまでの金額(別表第 1)の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める。(利用料金は指定管理者の収入)
- 5 その他(第 32 条)
市長が指定管理者に代わって運営管理を行う場合の読み替え規定を追加

【附 則】

施行期日：令和 2 年 4 月 1 日

準備行為：指定管理者の指定に必要な手続はこの条例の施行前でもできる。

経過措置：条例の施行の際現に海老名中央公園の使用許可を受けている者は、指定管理者による利用承認を受けたものとみなす。

10 議案第 48 号 海老名市火災予防条例の一部改正について

【改正理由】

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴う所要の改正を行うため

【改正内容】

1 スプリンクラー設備の規格の変更（第 29 条の 5 第 1 号）

作動時間が 60 秒以内



種別が一種

※種別「一種」

気流温度が 135℃で気流速度が 1.8 m/秒の試験条件において、定められた時間以内で作動するもの

2 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができる場合を追加（第 29 条の 5 第 6 号）

床面積が 300 m²未満である宿泊所などの特定小規模施設については、特定小規模施設用自動火災報知設備を基準に従って設置したときは、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができる。

【附 則】

施行期日：公布の日

【参 考】

令和元年 5 月 23 日現在 市内に今回の改正の対象となる施設はない。

参考

「自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備」
の技術上の基準（一部抜粋）

- 1 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次の（１）から（３）までに掲げる場所の天井又は壁（（１）に掲げる場所（床面積が３０平方メートル以下のものに限る。）の壁に限る。以下同じ。）の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。
 - （１） 建築基準法第２条第４号に規定する居室及び床面積が２平方メートル以上の収納室
 - （２） 倉庫、機械室その他これらに類する室
 - （３） 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（建物内部に設置されている場合）
- 2 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。
- 3 特定小規模施設用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならない。

【契約 2件】

11 議案第49号 物品の取得について
(災害対応特殊はしご付消防自動車(40m級))

【趣旨】

消防車両(はしご付消防自動車)の老朽化に伴い、車両を更新するもの
消防車両(はしご付消防自動車(40m級))の取得について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概要】

- 1 契約名 平成31年度災害対応特殊はしご付消防自動車(40m級)購入
- 2 物品名及び数量 災害対応特殊はしご付消防自動車 1台
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 4 契約金額 220,536,000円(税込み)
- 5 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京営業部 部長 山北 忠司

【仕様】

燃料	軽油 (NOxPM法適合車)
総排気量	8,866cc
エンジン出力	380ps
乗車定員	5名
車体寸法	全高 3,650mm 全長 11,100mm 全幅 2,500mm
新たな装備	電動放水銃(伸縮水路付き) 制振制御装置 基部操作部液晶カラーディスプレイ メモリーコントロール

現行車両

購入年度：平成9年度

走行距離：約39,000km

現行車両



12 議案第 50 号 物品の取得について（高規格救急自動車）

【趣旨】

高規格救急自動車の老朽化に伴い、車両を更新するもの

高規格救急自動車の取得について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概要】

- 1 契 約 名 高規格救急自動車購入
- 2 物品名及び数量 高規格救急自動車 1 台
- 3 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札による契約
- 4 契 約 金 額 19,062,000 円（税込み）
- 5 契 約 の 相 手 方 神奈川県横浜市中区本牧十二天 2 番 8 号
トヨタエルアンドエフ神奈川株式会社
代表取締役 金子 稔

【仕様】

燃料 総排気量 エンジン出力	ガソリン 2,693cc 151ps
乗車定員	7名
車体寸法	全高 2,490mm 全長 5,600mm 全幅 1,895mm

現行車両

購入年度：平成 24 年度

走行距離：約 150,000 km

現行車両



【市道 1件】

13 議案第51号 市道の路線認定について
(市道2752号線ほか3路線)

図No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	2752	上今泉三丁目1306番1地先	4.50	46.05	開発行為の帰属に伴う路線の認定
		上今泉三丁目1306番13地先	10.47		
	2753	上今泉三丁目1306番20地先	4.50	40.44	
		上今泉三丁目1312番1地先	10.48		
2	2754	上郷字大田切458番地先	9.50	160.00	(仮称)上郷河原口線関連道路整備事業に伴う路線の認定
		上郷字大田切473番1地先	9.50		
3	2755	大谷南三丁目4847番2地先	4.50	40.85	開発行為の帰属に伴う路線の認定
		大谷南三丁目4847番21地先	15.51		

案内図

図No.1



市道2752号線



市道2753号線



案内図

図No.2



案内図

図No.3



【補正予算 1件】

14 議案第52号 令和元年度海老名市一般会計補正予算
(第1号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 8億7,029万7千円を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 446億9,929万7千円とするもの

- ☆ 国庫補助対象者に加え、市独自の補助を実施することにより、全市民を対象とした市内で利用可能なプレミアム付商品券を発行することで、地域経済の活性化を図ります。
- ☆ 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集に伴い、集合住宅支援策の一環として、集積所の設置等に係る費用の一部補助を実施します。
- ☆ 全国的に自動車の運転操作の誤りによる死亡事故が多発していることから、安全対策を図るため、市庁舎南側芝生広場と一般車駐車場の間に車止めポールを設置します。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：43,829,000千円・補正額：870,297千円・補正後：44,699,297千円

(1) 歳入

- ・森林環境譲与税 5,321千円
- ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(国庫支出金) 1,706千円
- ・保育対策総合支援事業費(保育所等改修費等支援事業費)(国庫支出金) 21,333千円
- ・プレミアム付商品券事業費(国庫支出金) 110,072千円
- ・社会資本整備総合交付金(国庫支出金) 114,400千円
- ・プレミアム付商品券売上金 560,000千円
- ・財政調整基金繰入金 31,251千円
- ・市債 △ 300千円
- ・その他 26,514千円

合計 870,297千円

(2) 歳出

① にぎわいと活力あふれる元気なまちづくり	760,556 千円
・プレミアム付商品券発行事業の実施	760,556 千円
② 安全・安心なまちづくり	1,275 千円
・市庁舎南側芝生広場への車止めポールの設置	1,275 千円
③ 元気で健康なまちづくり	10,523 千円
・高齢者に対する肺炎球菌感染症の定期接種の実施	10,523 千円
④ 安心して子育てができるまちづくり	25,706 千円
・保育所等改修費等支援事業費による子育て支援の充実	24,000 千円
【国庫支出金 2/3】	
・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給事業	
【国庫支出金 10/10】	1,706 千円
⑤ 環境に優しいまちづくり	32,398 千円
・集合住宅に対するごみ集積所の設置等補助の実施	25,500 千円
・収集車両運行管理システムの導入	1,577 千円
・森林環境譲与税を活用し緑地等の樹木を間伐	5,321 千円
⑥ その他	39,839 千円
・その他	39,839 千円
合計	870,297 千円

2 地方債の補正（変更）

(1) 道路橋りょう整備事業債

理 由：国庫支出金の増額に伴う市債の減額

対象事業：（仮称）上郷河原口線整備事業等

限 度 額：1,270,800 千円 ⇒ 1,111,500 千円

(2) 消防施設整備事業債

理 由：対象事業開始に伴う市債の増

対象事業：災害対応特殊はしご付消防自動車購入

限 度 額： 183,500 千円 ⇒ 342,500 千円